

堺市公報 第147号	令和2年11月27日発行
<h1>堺市公報</h1>	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<告示>	
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（更生医療）の指定の更新について 【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】	2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新について 【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】	2
○道路法に基づく歩行者専用道路の指定について 【建設局土木部路政課】	3
○道路法に基づく市道の区域決定及び供用開始について 【建設局土木部路政課】	5
<公告>	
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について 【健康福祉局生活福祉部医療年金課】	7
○堺市立農業公園「交流施設」の利用時間について 【産業振興局農政部農水産課】	8
○建築基準法第86条の2第6項の規定に基づく公告 【建築都市局開発調整部建築安全課】	8
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	9
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について 【消防局警防部通信指令課】	9
<上下水道局公告>	
○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の指定について	

【上下水道局サービス推進部給排水設備課】・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
○堺市下水道条例に基づく市指定排水設備工事業者の指定について
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
＜農業委員会告示＞
○農業委員会総会の招集について
【農業委員会事務局】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

告 示

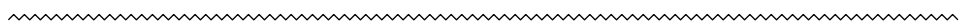
堺市告示第424号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（更生医療）として指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和2年11月27日

堺市長 永藤英機

医療機関名	医療機関所在地	種別	更新年月日
医療法人泉翔会 かと う鳳クリニック	堺市西区鳳東町2-177 -3	腎臓に関する 医療	令和2年11月1日



堺市告示第425号

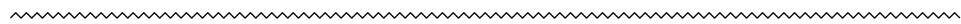
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定を更新したので、同法第

69条第1号の規定により告示する。

令和2年11月27日

堺市長 永 藤 英 機

医療機関名	医療機関所在地	種別	更新年月日
そうごう薬局 白鷺店	堺市北区金岡町1591-4	薬局	令和2年11月1日
なごみ薬局 深井店	堺市中区深井沢町3391-2 カサ・デ・ソル1階 102号	薬局	令和2年11月1日
ラビット金岡薬局	堺市北区蔵前町1-7-5	薬局	令和2年11月1日
居宅支援事業所エル訪問看護ステーション	堺市中区宮園町2-11	訪問看護	令和2年11月1日



堺市告示第426号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第3項の規定に基づき、歩行者専用道路を次のように指定するので、同条第5項の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和2年11月27日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 路線名 別紙調書のとおり
- 2 指定する区間 別紙調書のとおり
- 3 指定する期日 告示の日

歩行者専用道路の指定調書

整理 番号	路 線 名	起 点 終 点	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
549	白鷺102号線	東区白鷺町3丁299番78地先	3.00		
		東区白鷺町3丁299番77地先	4.00	12.51	
550	白鷺103号線	東区白鷺町3丁1789番2地先	3.00		
		東区白鷺町3丁299番23地先	4.50	111.90	



堺市告示第427号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように決定して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和2年11月27日

堺市長 永藤英機

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

市道路線区域決定調書

整理 番号	路線名	起 終 点	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
7695	深阪96号線	中区深阪3丁711番6地先 中区深阪3丁711番1地先	4.99 5.00	40.29	
ハ1042	浜寺船尾西39号線	西区浜寺船尾町西1丁33番3地先 西区浜寺船尾町西1丁33番5地先	4.70	21.92	
カ590	香ヶ丘30号線	堺区香ヶ丘町1丁14番12地先 堺区香ヶ丘町1丁14番8地先	4.70	26.78	
キ461	錦綾10号線	堺区錦綾町1丁54番8地先 堺区錦綾町1丁54番4地先	5.10	12.00	
7694	深井北54号線	中区深井北町754番8地先 中区深井北町754番1地先	5.70	29.46	
シ548	白鷺16号線	東区白鷺町3丁299番74地先 東区白鷺町3丁299番98地先	5.70 6.70	189.14	
シ549	白鷺102号線	東区白鷺町3丁299番78地先 東区白鷺町3丁299番77地先	3.00 4.00	12.51	
シ550	白鷺103号線	東区白鷺町3丁1789番2地先 東区白鷺町3丁299番23地先	3.00 4.50	111.90	
ノ347	黒土21号線	北区黒土町9番16地先 北区黒土町10番4地先	4.70 4.82	25.15	
ハ867	南花田68号線	北区南花田町125番17地先 北区南花田町125番23地先	5.70	24.40	

~~~~~

公 告

堺市公告第664号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

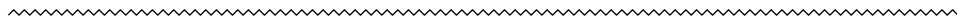
令和2年11月27日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
保険年金電算システム改修業務（公費医療制度改正対応等） 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称  
堺市堺区南瓦町3番1号  
健康福祉局生活福祉部医療年金課
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和2年10月27日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社日立製作所 関西支社  
支社長 齋藤 隆  
大阪市北区中之島2丁目3番18号
- 5 随意契約に係る契約金額  
¥92,077,425－（取引に係る消費税額等を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号



堺市公告第665号

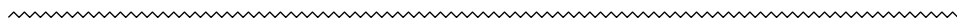
堺市立農業公園条例（平成12年条例第21号）第24条第1項第2号の規定に基づき、堺市立農業公園「交流施設」の利用時間を指定管理者が定めたので、同条第2項において準用する同条例第23条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年11月27日

堺市長 永藤英機

利用時間 午前9時30分から午後4時30分まで（令和2年12月1日（火）から同年12月30日（水）までの間）

※令和3年1月5日（火）から同年3月31日（水）までの期間の利用時間については、毎月の状況に鑑み決定する。



堺市公告第666号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき認定をしたので、同条第6項の規定により、その旨を次のとおり公告するとともに縦覧に供する。

令和2年11月27日

堺市長 永藤英機

1 認定年月日及び認定番号 令和2年11月16日 第E-5号

2 対象区域 堺市北区新金岡町4丁5番1、5番2、6番2の一部及び15番1



- 3 縦覧場所 堺市役所高層館13階  
建築都市局開発調整部建築安全課

堺市公告第667号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年11月27日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市西区浜寺昭和町五丁671番1及び671番4の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府高石市高師浜四丁目1番27号  
伊勢住宅株式会社  
代表取締役 伊勢 朗雄

堺市公告第668号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年11月27日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

消防行政統合システム改修（大阪狭山市消防事務委託対応）業務 1式

- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称  
堺市堺区大浜南町3丁2番5号  
消防局警防部通信指令課
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和2年10月21日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社日立製作所 関西支社  
支社長 齋藤 隆  
大阪市北区中之島2丁目3番18号
- 5 随意契約に係る契約金額  
¥133,540,000－（取引に係る消費税額等を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

## 上下水道局公告

堺市上下水道局公告第151号

堺市水道事業給水条例（昭和33年条例第13号）第13条第1項の規定に基づき指定給水装置工事事業者を指定したので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第7条第1号の規定により、次のとおり公告する。

令和2年11月27日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

指 定 番 号 第1428号  
 指 定 年 月 日 令和2年11月10日  
 指定期間の末日 令和7年11月9日  
 事業者の名称 株式会社鷹野建設  
 事業者の住所 貝塚市三ツ松494番地2  
 代表者の職氏名 代表取締役 鷹野 政輝  
 事業所の名称 株式会社鷹野建設  
 事業所の所在地 貝塚市三ツ松494番地2

指 定 番 号 第1429号  
 指 定 年 月 日 令和2年11月10日  
 指定期間の末日 令和7年11月9日  
 事業者の名称 株式会社ショウユウ建工  
 事業者の住所 藤井寺市小山8丁目1番5号  
 代表者の職氏名 代表取締役 壺井 紀男  
 事業所の名称 株式会社ショウユウ建工  
 事業所の所在地 藤井寺市小山8丁目1番5号

指 定 番 号 第1430号  
 指 定 年 月 日 令和2年11月10日  
 指定期間の末日 令和7年11月9日  
 事業者の名称 株式会社森本設備  
 事業者の住所 大阪市東住吉区桑津1丁目12番10号  
 代表者の職氏名 代表取締役 森本 省吾  
 事業所の名称 株式会社森本設備  
 事業所の所在地 大阪市東住吉区桑津1丁目12番10号

堺市上下水道局公告第152号

堺市下水道条例（昭和37年条例第6号）第5条の3第1項の規定に基づき市指定排水設備工事業者を指定したので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年11月27日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

|           |                    |
|-----------|--------------------|
| 指 定 番 号   | 第1706号             |
| 指 定 年 月 日 | 令和2年11月10日         |
| 指定期間の末日   | 令和6年11月30日         |
| 事業者の名称    | 株式会社鷹野建設           |
| 事業者の住所    | 貝塚市三ツ松494番地2       |
| 代表者の職氏名   | 代表取締役 鷹野 政輝        |
| 営業所の名称    | 株式会社鷹野建設           |
| 営業所の所在地   | 貝塚市三ツ松494番地2       |
| 指 定 番 号   | 第1707号             |
| 指 定 年 月 日 | 令和2年11月10日         |
| 指定期間の末日   | 令和6年11月30日         |
| 事業者の名称    | 矢部 広明              |
| 事業者の住所    | 堺市西区山田2丁183番地50    |
| 営業所の名称    | 矢部設備工業             |
| 営業所の所在地   | 堺市西区山田2丁183番地50    |
| 指 定 番 号   | 第1708号             |
| 指 定 年 月 日 | 令和2年11月10日         |
| 指定期間の末日   | 令和6年11月30日         |
| 事業者の名称    | 株式会社牛谷工務店          |
| 事業者の住所    | 堺市中区深井北町117番地7     |
| 代表者の職氏名   | 代表取締役 牛谷 賢二        |
| 営業所の名称    | 株式会社牛谷工務店          |
| 営業所の所在地   | 堺市中区深井北町117番地7     |
| 指 定 番 号   | 第1709号             |
| 指 定 年 月 日 | 令和2年11月10日         |
| 指定期間の末日   | 令和6年11月30日         |
| 事業者の名称    | 株式会社森本設備           |
| 事業者の住所    | 大阪市東住吉区桑津1丁目12番10号 |

代表者の職氏名 代表取締役 森本 省吾  
営業所の名称 株式会社森本設備  
営業所の所在地 大阪市東住吉区桑津1丁目12番10号

## 農業委員会告示

堺市農業委員会告示第12号

堺市農業委員会総会を招集するので、堺市農業委員会総会規則（昭和38年農業委員会規則第3号）第2条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和2年11月27日

堺市農業委員会  
会長 檀野 隆一

[日時]

令和2年12月3日（木）午後1時30分

[場所]

市役所高層館12階 農業委員室

[付議すべき事項]

- 1 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について
- 3 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 4 農地法第4条及び第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 5 その他